第 1 章

推進体制

1 連携・協力の確保

「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ 共生できる社会の実現」を目指すべく計画の推進を図るためには、市民や関係団体との連 携・協力が不可欠です。市民等の要望・意見を施策の実施に反映させるよう努め、それぞ れの情報を共有するとともに、自主的・主体的な取り組みを支援し協働による施策の推進 を図ります。

国・県などの関係機関との連携を深めるとともに、適切な役割分担により、効果的な施 策の推進を図るほか、各種制度の充実や財源の確保などをこれらの機関に要請します。

また周辺自治体と情報交換などを行うことにより、共通の施策の推進や課題についての 検討を行います。

2 広報・啓発活動の推進

「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ 共生できる社会の実現」を目指すためには、すべての市民が、障害及び障害のある人につい ての正しい理解と認識を持つことが重要です。

そのためには、さまざまな機会をとらえて、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害等の障害特性や、性別や年齢等に応じた障害のある人についての正しい理解や認識のための広報・啓発を行うとともに、子どものころから障害のある人とない人との交流などを促進していくことが必要となります。

障害のある人にかかわるボランティア活動については、障害のある人の地域社会での暮らしの支援になるのみならず、それにより障害のある人に対する理解を深めるという点で大変意義深く、多くの市民がボランティア活動に参加することが望まれます。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 広報・啓発活動の促進
- (2) 障害及び障害者理解の促進
- (3) ボランティア活動等の促進

課題(1)広報・啓発活動の推進

項目	現状	施策の方向性
1. 広報媒体などによる推進	障害者週間の時期にあわせ	掲載内容について創意工夫す
	て、広報ふなばし1面に障害及	るとともに市のホームページ等
	び障害のある人に対する理解促	を活用し、障害のある人への理
	進のための特集記事を掲載して	解促進を図っていきます。
	います。	[担当課]
	平成25年度は、グループホ	広報課
	ームで生活する障害者の1日を	障害福祉課
	掲載し障害のある人に対する理	
	解の促進を図りました。	
2. 精神障害者に対する理解の	船橋市精神保健福祉推進協議	講演会等の開催により、精神
促進	会主催のこころの健康セミナー	保健福祉に関する正しい知識普
	を年1回開催するほか、啓発用	及に努めるとともに船橋市精神
	の小冊子を年1回発行し、精神	保健福祉推進協議会を通じて精
	障害者に対する理解の促進や精	神障害及び精神障害者の理解の
	神保健福祉に関する正しい知識	促進を図ります。
	普及に努めています。	[担当課]
	また地域での支援活動者や家	保健予防課
	族を対象とした講演会等を開催	
	しています。	
3. 障害者週間記念事業の実施	12月3日から9日の障害者	障害者週間記念事業を開催
	週間の行事として、障害のある	し、その中で身体障害者補助犬1
	人の作品展や映画の上映などを	の実演等の内容の充実を検討
	盛り込んだ障害者週間記念事業	し、障害及び障害のある人への
	を開催し、障害及び障害のある	理解の促進を図ります。
	人への理解の促進を図っていま	[担当課]
	す。	障害福祉課

 $^{^1}$ 身体障害者補助犬は、目や耳、手足等に障害のある人の生活を手助けする「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」がいます。

課題(2)障害及び障害者理解の促進

項目	現状	施策の方向性
1. 交流保育の推進	定期的な交流保育を行うた	療育施設の発達支援児と保育
	め、平成25年4月から「船橋	園児が地域の中で育ちあうこと
	市交流保育実施要領」を策定し、	を目的とした、公立保育園と療
	交流保育を行っています。	育施設との交流保育を行ってい
		きます。
		[担当課]
		保育課
		療育支援課
2. 地域交流の推進	小規模作業所が行うJR船橋	地域交流活動を推進するとと
	駅北口デッキ広場で生産物販売	もに、交流推進のための広報活
	や、地域活動支援センターが行	動も推進していきます。
	う公園清掃、障害福祉施設等で	[担当課]
	行われる行事等を通じ、地域交	障害福祉課
	流を行っています。	
3. 特別支援教育振興大会の開	特別支援教育振興大会とし	特別支援教育振興大会を開催
催	て、合同作品展、合同発表会、	することにより障害及び障害の
	教育講演会を開催しています。	ある人の理解の促進を図りま
		す。
		[担当課]
		総合教育センター
4. 障害福祉施設等との連携	船橋市障害福祉施設連絡協議	意見交換や要望を受けるとと
	会や船橋障がい者地域福祉連絡	もに、行政の政策や方針を積極
	会の会議に出席するなど障害福	的に発信していくことで連携を
	祉施設などとの連携を図ってい	深めていきます。
	ます。	[担当課]
		障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
5. 学校教育における福祉教育	福祉教育推進校を中心に、地	総合的な学習や特別活動の時
の推進	域での研究・実践を深めています。	間において福祉教育の内容を取り上げるほか、体育行事や文化
	´° また、特別支援学校に在籍す	行事において交流の場を設けて
	る児童生徒が居住地の小・中学	いきます。
	なれ重生にからに述りが、「十字	「担当課]
	校の特別文後子級や週帯の子級 との交流を行っています。	指導課
	との父祖を打つています。	
		総合教育センター
6. 生涯学習における福祉教育	 身体障害者福祉センターの福	市民を対象とした福祉講座や
の推進	社講座やまちづくり出前講座の	まちづくり出前講座を実施する
–	実施により障害及び障害のある	とともに、小学生を対象とした
	人への理解の促進を図っていま	福祉体験講座を実施すること
	す。	で、障害及び障害のある人の更
	, ,	なる理解の促進を図ります。
		障害福祉課
		社会教育課
7. 身体障害者補助犬の啓発	身体障害者の円滑な社会活動	広報ふなばしや障害福祉のし
	を推進するため、身体障害者補	おり、障害者週間記念事業での
	助犬法の啓発を行い、制度に対	身体障害者補助犬の実演などを
	する理解と浸透を図っていま	通じ、身体障害者補助犬に対す
	す。	る理解と浸透を図っていきま
		す。
		[担当課]
		障害福祉課

課題(3)ボランティア活動等の促進

項目	現状	施策の方向性
1. ボランティアの養成	身体障害者福祉センターの福	福祉体験講座、点字講習会や
	祉体験講座や、ふなばし市民大	手話講演会等を実施するなどボ
	学校のボランティア入門学科の	ランティアの養成を図り、関係
	講座によるほか、船橋市社会福	機関と連携し、ボランティアの
	祉協議会や精神保健福祉推進協	養成の支援を行います。
	議会とも連携してボランティア	[担当課]
	養成講座を開催するなどボラン	保健予防課
	ティアの養成を図るほか、ボラ	地域福祉課
	ンティア養成の支援を行ってい	障害福祉課
	ます。	社会教育課
		公民館
2. ボランティア登録の推進	ボランティア活動の促進のた	ボランティア活動を推進する
	め、ボランティアセンター2や	ため、ボランティア登録を推進
	NBF クラブ³などのボランティア	します。
	登録を推進しています。	またボランティア希望者とボ
		ランティア派遣先との調整を行
		っていきます。
		[担当課]
		保健予防課
		地域福祉課
		障害福祉課

²船橋市社会福祉協議会内に設置する機関で、ボランティアを希望する方を登録し、ボランティアを必要とする方と のコーディネートを行っています

³障害のある人への生活支援ボランティアを行っている団体です。市を通じて、障害のある人からボランティアの派遣依頼を受け付けており、NBF クラブに登録している市民ボランティアの中から条件と依頼内容がマッチした人を派遣しています。

項目	現状	施策の方向性
3. ボランティア活動の支援	市民活動サポートセンターに	市民活動サポートセンターに
	て利用登録団体に打合せスペー	おいてボランティ活動を支援す
	スの提供や情報発信の支援をし	るほか、ボランティア団体等と
	ています。	協力しての事業の実施や、ボラ
	また市民公益活動公募型支援	ンティア活動に対しての支援を
	事業4やボランティア団体等と協	行っていきます。
	力して事業を行っているほか、	[担当課]
	ボランティア活動に対しての支	市民協働課
	援を行っています。	保健予防課
		地域福祉課
		障害福祉課
4. 障害福祉団体への支援	障害のある人の社会参加や社	障害福祉団体の活動に要する
	会的自立の促進を図るため、障	事業費の一部を助成するなど支
	害のある人の地域社会への参加	援を行い、障害のある人の社会
	や福祉の向上に寄与している、	参加及び社会的自立の促進を図
	障害福祉団体が実施する事業を	っていきます。
	支援するとともに、活動に要す	[担当課]
	る事業費の一部を助成していま	障害福祉課
	す。	

3. 進捗状況の管理及び評価

本計画の施策の実施については、障害のある人やその家族を始めとする関係者の意見を 聴きつつ、各論で示した施策の方向性に沿うよう、また本計画の(別表)成果目標を達成 するよう施策の実施に努めます。

本計画の着実な推進を図るため、毎年度の実施状況及び効果を把握・評価し、船橋市自立支援協議会に報告するものとします。またそれらの結果に応じ取り組みの見直しなどを行います。

社会情勢の変化等により、本計画の変更の必要性が生じた場合には、対象期間の途中であっても本計画の見直しを行います。

⁴市民活動団体から提案のあった事業について、その内容を審査し、公益性や社会貢献性の効果がある事業に対して、 市が支援金を交付する事業です。